

## 東京工業高等専門学校寄附金事務取扱規則

制 定 平成18年3月17日

最終改正 平成21年4月 1日

### (趣旨)

第1条 本校における寄附金に関する事務の取り扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (申込み)

第2条 本校に、寄附金の申込みがあったときは、寄附金申込書を校長に提出するものとする。

### (承認)

第3条 校長は、寄附金申込書の提出があったときは、外部資金受入審査委員会に諮り、これを承認するものとする。

### (申受け)

第4条 校長は、寄附金の受け入れを承認したときは、出納命令役に対して通知するとともに速やかに寄附金申受書を寄附者へ交付するものとする。

### (準用規定)

第5条 寄附金の支払いの原因となる契約及びその取り扱いは、東京工業高等専門学校契約事務取扱基準の取り扱いに準ずるものとする。

### (事務)

第6条 寄附金に係る受入承認事務は、総務課企画係において処理する。

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 東京工業高等専門学校奨学寄附金委任経理事務取扱規程(昭和8年4月1日制定)は、廃止する。

### 附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。